

第22期 第7回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日時 令和4年3月10日(木) 13:57~15:32

2. 場所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 4名

福岡県農林水産部水産局水産振興課 3名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター 1名

福岡県漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定と変更について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料1、資料1-2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：くろまぐろの知事管理漁獲可能量は、前年度に比べるとどういふ水準になるのか。

水産振興課：小型魚は前年に比べて増加、大型魚は若干増加している。

(審議結果)

原案のとおり、令和4年度の知事管理漁獲可能量を設定すること及び令和3年度の知事管理漁獲可能量を変更することが適当であると答申することとなった。

(2) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：昨年度の操業日数が少なかった理由は。

漁業管理課：時化が多かったため。

(審議結果)

原案のとおり、4月操業を認めることとなった。

(3) 関門海域におけるマダコの採捕制限に係る委員会指示について(協議)

(説明)

事務局から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：関門海域の山口県側の管理の状況を教えてほしい。

漁業管理課：山口県と資源管理に対する意識が違い、足並みが揃わなかったため、福岡県のみ実施している。

(審議結果)

原案のとおり、委員会指示を発出することとなった。

(4) 令和4年上期土石採取計画変更について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「基本的に採取区域内であっても砂等を採取する場合、漁業に対する影響を最小限にするように十分に留意していただきたい」という意見をつけて、承認することとなった。

(5) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告)

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：博多湾内のワカメ養殖の区画漁業権に資源管理にチェックが付いている理由は。

漁業管理課：区画漁業権は資源管理のチェックの対象外であるが、整理上丸を付けた。

(6) 第22期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会について(報告)

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(7) その他

特になし。